

利用会員の皆様へ

新宿区立子ども総合センター

子ども家庭支援課長 生田 淳

(公印省略)

小学校の臨時休業等に伴うファミリーサポート事業利用料の助成について

日頃より区の子育て支援事業をご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校、幼稚園、保育施設等の臨時休業等により、ファミリーサポート事業を利用した場合の利用料相当額について、下記のとおり助成することとしましたので、ご案内いたします。

記

1 実施内容

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、幼稚園、保育施設等の臨時休業や分散登校により、学校、幼稚園、保育園等の代替としてファミリーサポート事業を利用した場合や、新型コロナウイルス感染拡大防止のため保育施設等から利用自粛要請があり、代替としてファミリーサポート事業を利用した場合に利用料相当額を助成します。ただし、**新宿区内に住所を有する利用会員の方が対象**です。

2 助成対象となる項目及び時間帯

No.	補助対象となる費用項目	利用時間として計上対象となる時間帯等
1	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、当該施設の代替としてファミリーサポート事業を利用した際の利用料	原則午前8時から午後5時まで
2	新型コロナウイルス感染症対策に伴う幼稚園の臨時休業等により、当該施設の代替としてファミリーサポート事業を利用した際の利用料	原則午前8時から午後4時まで
3	新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育施設の臨時休業等により、当該施設の代替としてファミリーサポート事業を利用した際の利用料	利用する施設の開始時間から終了時間まで
4	新型コロナウイルス感染症対策に伴う学童クラブ・学童クラブ機能付き放課後子どもひろばの臨時休業等により、当該施設の代替としてファミリーサポート事業を利用した際の利用料	利用する事業の開始時間から終了時間まで

3 助成対象外となるもの

- ・通常の利用(令和2年2月以前から行っている援助活動、送迎のみの活動、病児病後児の預かり・送迎にかかる費用)
- ・感染拡大防止のための措置として、保育施設等から利用を控える要請が無い状況での利用
- ・おやつや交通費などの実費負担分や、キャンセル料

- ・長期休業期間、土曜・日曜・祝日等の元々学校や施設等がお休みの日の利用や利用する施設が開所していない早朝や夜間の利用
- ・幼児教育・保育無償化の施設等利用料給付を受給している部分

4 助成額の上限

子ども1人につき1時間あたり800円、かつ1日あたり8時間(日額6,400円)を上限とします。

5 申請方法

下記の提出期限までに、「利用助成交付申請書」に必要事項をご記入のうえ「活動報告書」を添付し、子ども家庭支援課子育て支援係へ郵送または持参によりご提出ください。なお、提出書類に基づき審査を行いますので、記入漏れの無いようご注意ください。

申請書等様式は、子ども家庭支援課子育て支援係及び、ファミリーサポートセンター(新宿区社会福祉協議会:新宿区高田馬場1-17-20)にて配布しています。また、新宿区ホームページからダウンロードも可能です。

《提出書類》

- ① 利用助成交付申請書(第1号様式)
- ② 活動報告書(利用会員控えの原本)

※活動報告書が添付できない場合は、「活動報告書紛失等に伴う申立書」が必要です。

《提出期限》

	第1期	第2期	第3期	第4期
利用期間	4月～7月分	8月～9月分	10月～12月分	1月～3月分
提出期限	8/31(月)	10/15(木)	1/15(金)	4/15(木)

※提出期限までに必要事項がすべて記載され、活動報告書(添付できない場合は、「活動報告書紛失等に伴う申立書」)が添付された利用助成交付申請書が、子育て支援係に到達している必要があります。

※各期での請求はそれ以前の分もまとめて請求できます。(令和2年度分に限りません。)

(例:第1期で請求できなかった場合、第2期のときに第1期の分をまとめて請求できます。)

6 その他

提出後、交付が決定となった方には交付決定通知書と助成金請求の書類を別途お送りします。不交付となった方には、不交付決定通知書をお送りします。

問い合わせ・提出先

新宿区立子ども総合センター 子ども家庭支援課 子育て支援係
〒160-0022 新宿区新宿7-3-29
電話:03-3232-0695(直通) FAX:03-3232-0666